

認証保育所・認可外保育施設利用者向け 補助制度のご案内（令和7年度版）

1. はじめに

① 最初にご確認ください

✓ 令和7年9月利用分より、負担軽減補助金の上限金額が増額となりました。

✓ 令和7年4月より、新たに企業主導型保育施設が対象施設に加わりました。

✓ このご案内は認証保育所、認可外保育施設などを月極契約で利用している方向けのご案内です。保育園に在籍しておらず、認可保育園の一時預かりなどを利用した場合は幼児教育・保育の無償化による給付金の対象になる場合があります。詳細は右記コードを読み取るか、下記のURLをご確認ください。



<https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/childcare/1002975/1003929/1003931.html>

✓ この補助制度は東京都の補助事業を受けて、北区が実施しているため、令和8年度以降は変更になる可能性があります。

② このご案内の使い方

- ① 次ページの事業概要をご覧ください。対象施設や対象者をご確認いただけます。
- ② P3のフローチャートを使用し、補助対象の方は指定されたページをご覧ください。
- ③ 分類ごとに必要な申請手続き等を行ってください。
- ④ 不明点がある場合は、目次を確認し、該当箇所をご確認ください。

③ 目次（分類A～E以外の箇所は分類問わず共通の内容です）

内容	ページ数
最初にご確認ください・このご案内の使い方	1
事業概要	2
対象分類確認フローチャート	3～6
【分類A】 交付額・申請手続き	7～9
【分類B・C】 交付額・申請及び請求手続き	10～15
【分類D・E】 交付額・申請及び請求手続き	16～18
世帯により異なる提出書類	19
世帯状況などが変更になった場合	20
区内認可外保育施設一覧	21
認可保育園の保育料の算定方法・注意事項	22
認可保育園の保育料基準額表	23
Q&A 問合せ先及び申請先	24～26

2. 事業概要

北区では認証保育所及び認可外保育施設利用者向けの保育料負担軽減制度として、下記2点があります。世帯状況などによって活用できる制度が異なりますので、P3以降のフローチャートをご確認ください。

○認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金(区独自)(以下、「負担軽減補助金」)

○幼児教育・保育の無償化による給付金(国事業)(以下、「施設等利用費」)

① 対象施設

※令和7年4月より、新たに企業主導型保育施設が対象施設に加わりました。

(ア) 東京都認証保育所

(イ) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)

※ 区内外問わず補助対象です。都外も含まれます。

※ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない認可外保育施設は、原則補助対象外です。詳細は、P25Q&A①-Q7をご覧ください。

※ 施設が(ア)(イ)のどれに該当するかわからない場合は施設にお問い合わせください。

② 対象者

下記すべての条件に該当する方が補助の対象になります。

- ✓ 児童及び保護者が、北区に住民票を有していること
- ✓ 児童が、認可保育所等(認定こども園、幼稚園を含む)と二重に在籍していないこと
- ✓ 保護者全員が、保育を必要とする以下の理由に該当すること
(補助期間は最も短い方の期間になります)

保育を必要とする理由	補助期間(最大)	備考
就労(月48時間以上)	雇用期間の満了まで	※1 ※2
妊娠・出産	出産予定月と前後2か月(5か月間)	
保護者の疾病・障害	診断書や手帳の有効期限まで	※1
同居親族等の看護・介護	付添、送迎、看護・介護を要しなくなるまで	
災害復旧	災害の復旧が終了するまで	
求職活動	3か月	※2
就学・職業訓練	就学・職業訓練の予定期間が満了するまで	※1
虐待・DV	虐待やDVのおそれがなくなるまで	
対象児童の育児休業取得中	職場復帰した月の前月から(負担軽減補助金)	※1
対象児童以外のお子さんの育児休業取得中	育児休業を取得しているお子さんが満2歳に達する年度末まで	

※1 期間の定めがない場合は、お子さんが満6歳に達する年度末までとします。

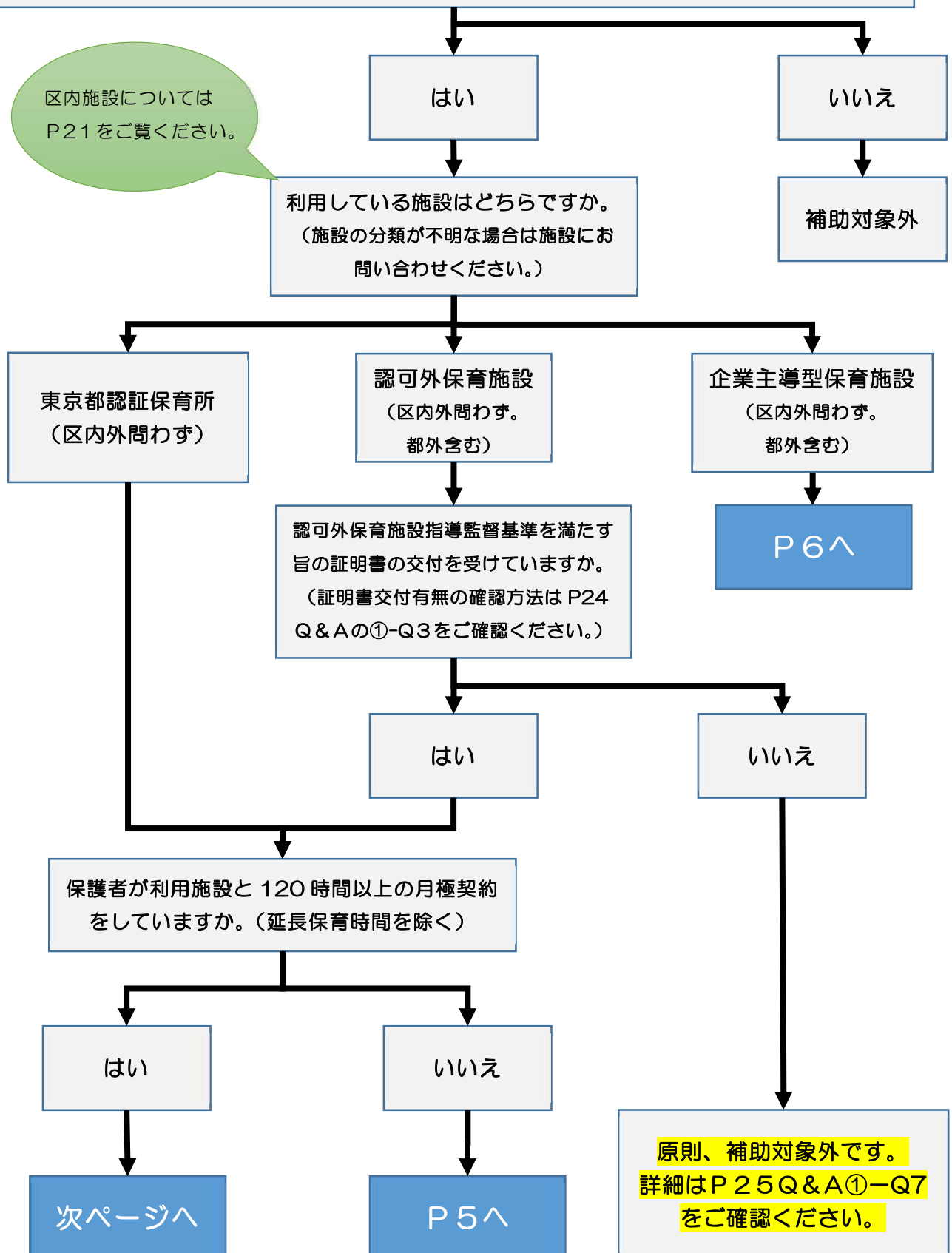
※2 外国籍の方で在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に補助申請することはできません。

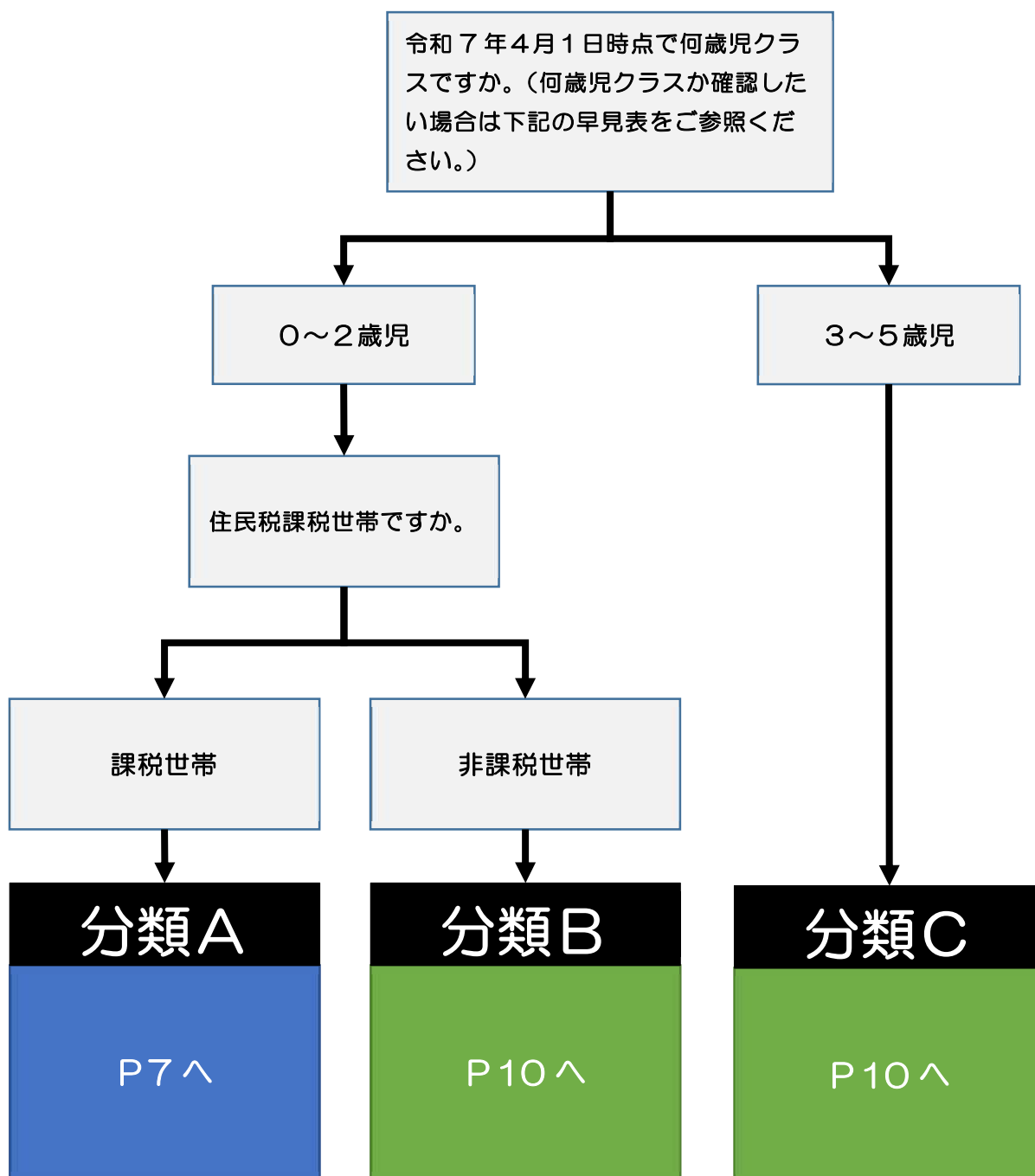
3. 対象分類確認フローチャート

下記すべてに該当していますか。

- 児童及び保護者が北区に住民票を有していること
- 保護者全員に保育の必要性がある（P2の「2. 事業概要」「②対象者」参照）
- 児童が認可保育所等（認定こども園、幼稚園を含む）と二重に在籍していない。

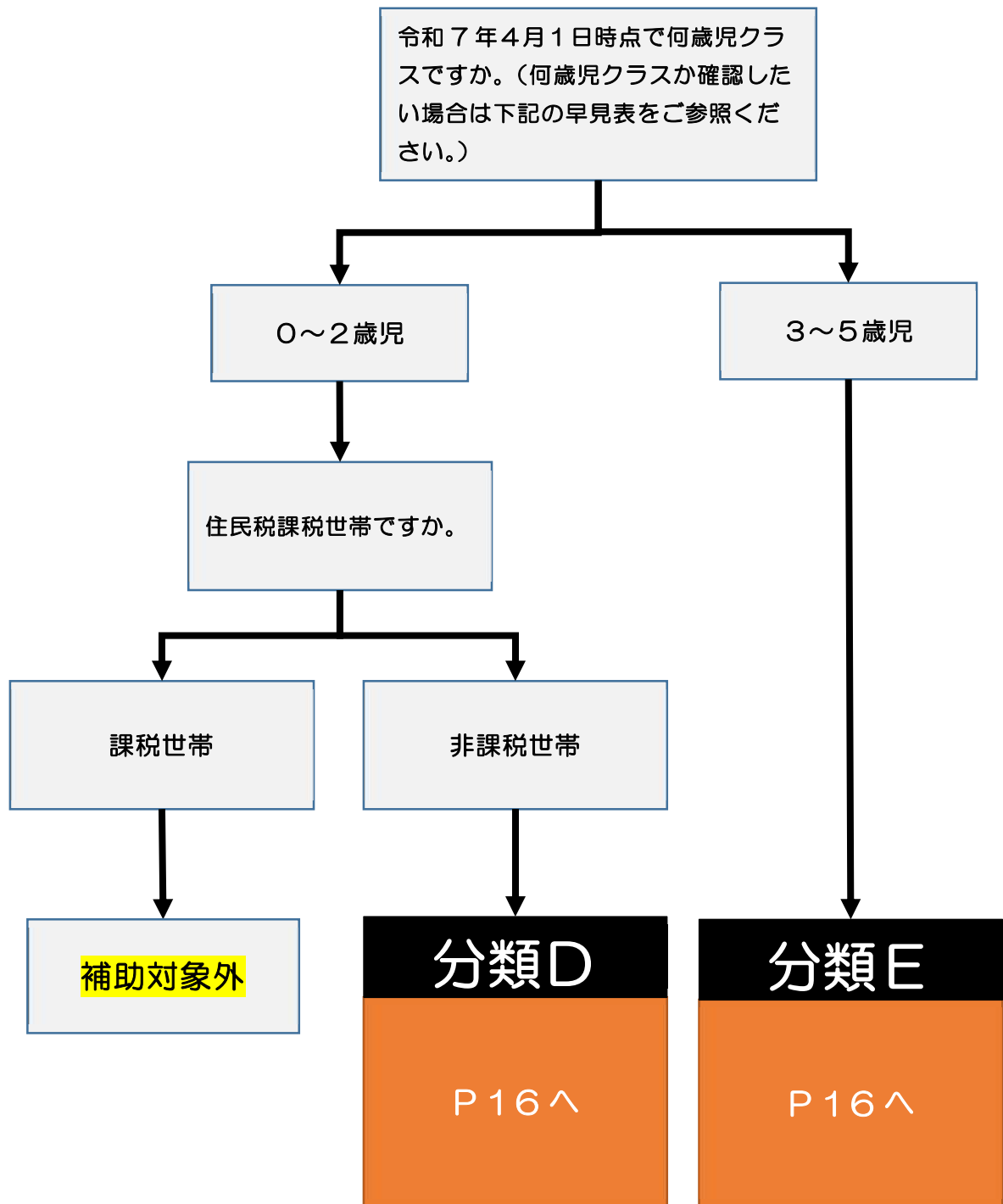
区内施設については
P21をご覧ください。





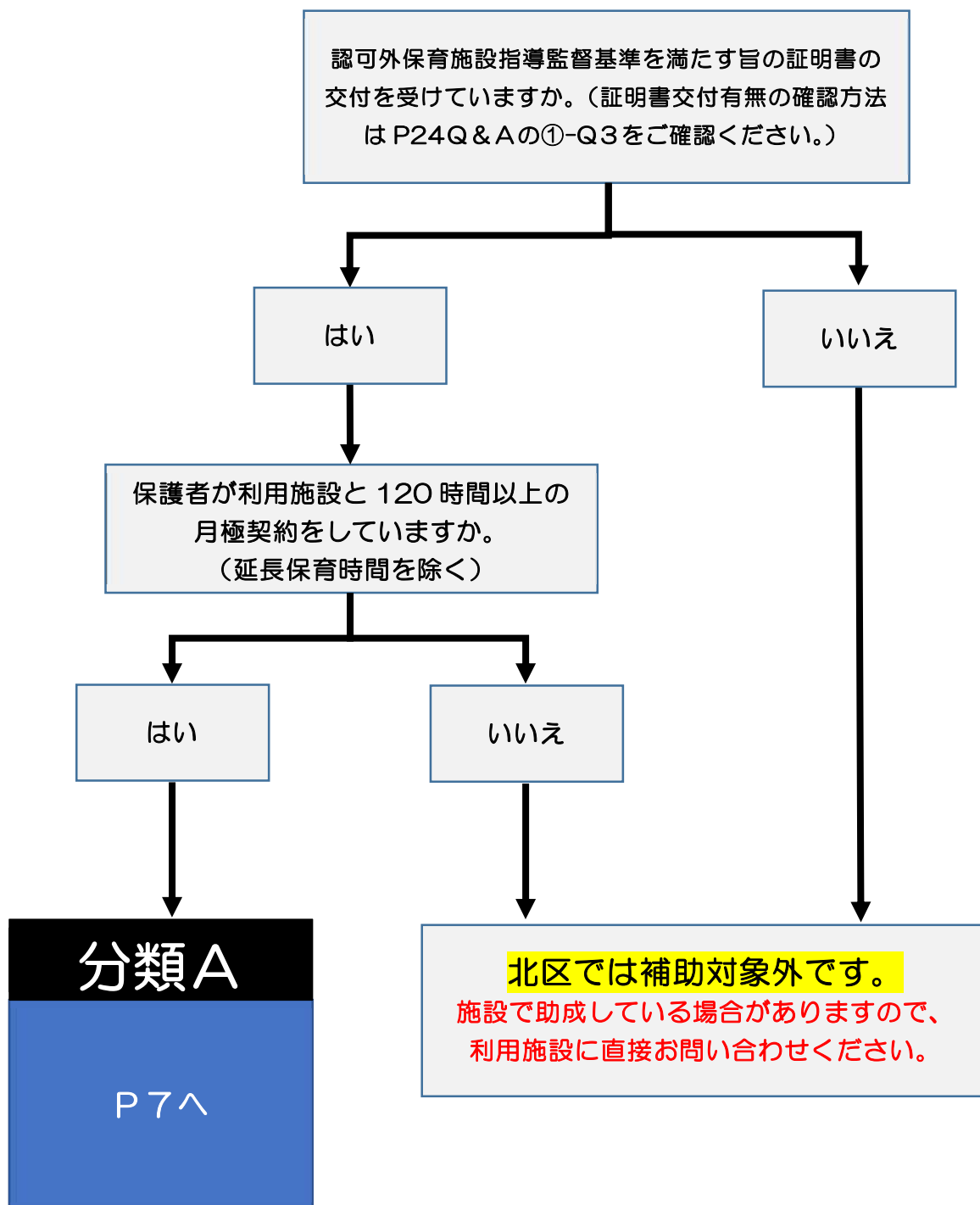
クラスごとの生年月日早見表

クラス	生年月日
5 歳児	平成 31(2019)年 4 月 2 日 ～ 令和 2(2020)年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2(2020)年 4 月 2 日 ～ 令和 3(2021)年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3(2021)年 4 月 2 日 ～ 令和 4(2022)年 4 月 1 日
2 歳児	令和 4(2022)年 4 月 2 日 ～ 令和 5(2023)年 4 月 1 日
1 歳児	令和 5(2023)年 4 月 2 日 ～ 令和 6(2024)年 4 月 1 日
0 歳児	令和 6(2024)年 4 月 2 日 ～



クラスごとの生年月日早見表

クラス	生年月日
5 歳児	平成 31(2019)年 4 月 2 日 ～ 令和 2(2020)年 4 月 1 日
4 歳児	令和 2(2020)年 4 月 2 日 ～ 令和 3(2021)年 4 月 1 日
3 歳児	令和 3(2021)年 4 月 2 日 ～ 令和 4(2022)年 4 月 1 日
2 歳児	令和 4(2022)年 4 月 2 日 ～ 令和 5(2023)年 4 月 1 日
1 歳児	令和 5(2023)年 4 月 2 日 ～ 令和 6(2024)年 4 月 1 日
0 歳児	令和 6(2024)年 4 月 2 日 ～



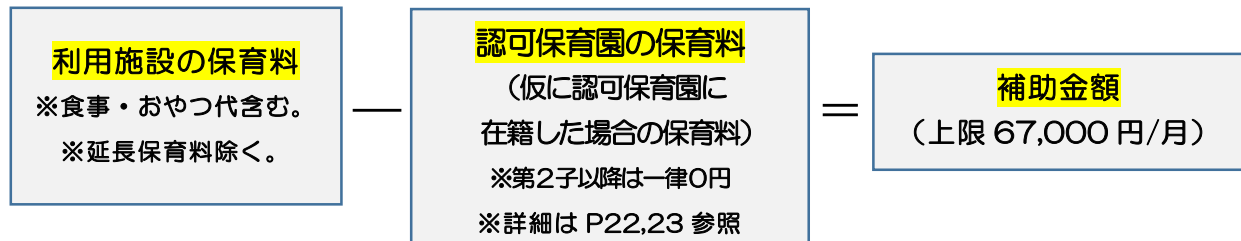
4. 交付額

「負担軽減補助金」が対象となります。

令和7年8月利用分までは利用している施設の保育料と認可保育園の保育料の差額（上限67,000円/月）が補助金額です。令和7年9月利用分以降は利用している施設の保育料のうち、上限80,000円/月までが補助金額です。

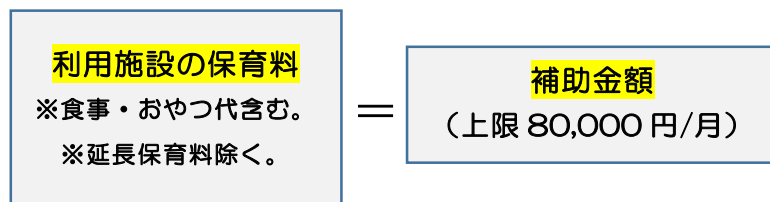
企業主導型保育施設にお通いの方のうち、0～2歳児クラスの非課税世帯及び3～5歳児クラスの方は、補助金額・算定方法が異なります。詳しくは下記太枠内をご確認ください。

【令和7年8月利用分まで】



●算定例	利用施設の保育料	: 60,000 円
	認可保育園の保育料	: - 23,600 円（第1子、D9）※保護者負担分
	負担軽減補助金	: 36,400 円

【令和7年9月利用分以降】



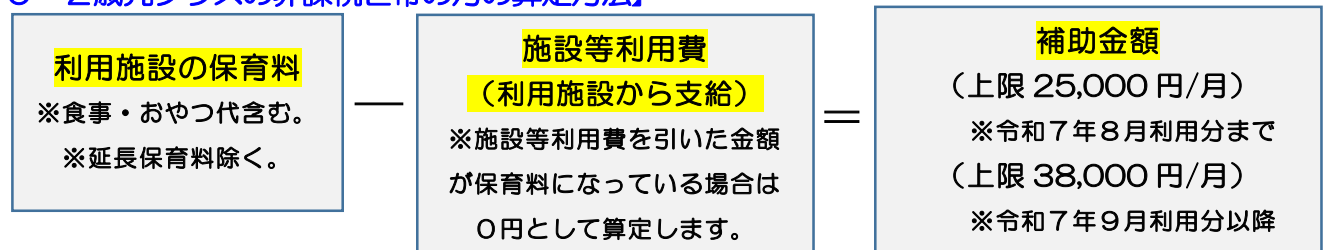
●企業主導型保育施設にお通いの方で、以下に当てはまる場合はご確認ください。

① 0～2歳児クラスの非課税世帯の方

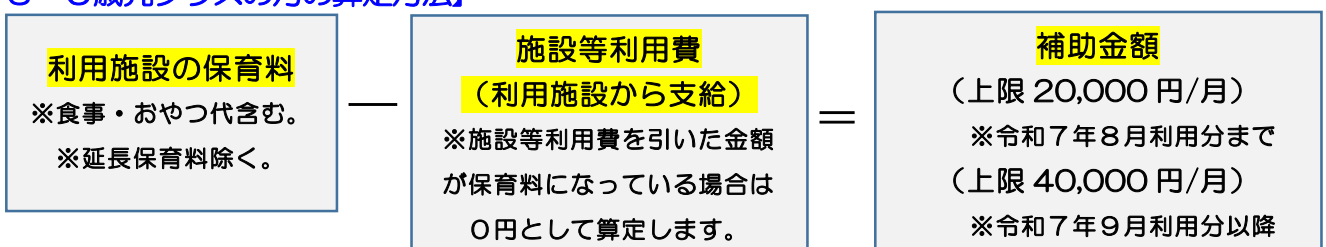
② 3～5歳児クラスの方

※当てはまらない方（0～2歳児クラスの課税世帯の方）は、上記枠外の補助金額・算定方法になります。

【0～2歳児クラスの非課税世帯の方の算定方法】



【3～5歳児クラスの方の算定方法】



5. 申請手続き

① 全体の流れ

順番	対応者	内容
1	申請者	「②申請書類」を「④交付スケジュール」の提出期限までに郵送または窓口で北区（住所等はこのご案内の最後に記載）に書類を提出。
2	北区	不備があれば北区から連絡しますのでご対応をお願いします。
3	北区	提出書類に不備が無ければ、「③交付対象期間」に基づき「④交付スケジュール」のとおり、交付。 ※利用施設が変更になった場合や家庭状況が変更になった場合は再度書類をご提出ください。

② 申請書類

以下の **A** ～ **E** の必要な書類を北区（住所等はこのご案内の最後に記載）に郵送又は窓口へ提出してください。

（1）すべての方が必要な書類

A 認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金交付申請書（年度ごとに必要）

➤ きょうだいで申請する場合も、児童一人につき1枚の提出が必要です。

B 保育を必要とする理由の確認書類

➤ 詳細はP19を参照ください。

（2）該当する方のみ必要になる書類

C 在留カード（表面・裏面）の写し

該当者）同居者の中に外国籍の方がいる

D 戸籍全部事項証明書（謄本）、児童扶養手当証書の写し、
戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載）、離婚調停中である証明など

該当者）ひとり親

E 住民税課税（非課税）証明書の写し／年間収入報告書

該当者）北区外または海外に住んでいた方（詳細はP19を参照ください）

※ 認可保育所の申込みで保育の必要性の認定を受けた方は、**B** ～ **E** の提出は不要になることがあります。詳細はP24Q&A①-Q4をご確認ください。

各様式のリンク先

右記コードを読み取るか、下記URL（このご案内をダウンロードしたページ）からご確認ください。窓口でも配布しています。

<https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/childcare/1002975/1002976/1003736/1018625.html>



③ 交付対象期間

保護者に保育の必要性があり、児童が認可保育所等（認定こども園、幼稚園を含む）と二重に在籍していないことに加え、下記を満たしている月が補助対象月になります。

(ア) 児童及び保護者が、申請月の初日現在、北区に住民票を有していること

(イ) 児童が、申請月の初日現在、対象施設に在籍していること

(ウ) 保護者が、対象施設と 120 時間以上の月極利用契約（延長保育時間を除く） をしていること

※（ア）～（ウ）いずれも月途中からの場合、その月は補助対象外になります。

※ 対象児童の育児休業を取得中の場合、職場復帰した月の前月から補助対象になります。

④ 交付スケジュール

交付回	対象月	書類提出期限	交付時期
第1回	4月～6月分	6月20日(金)	8月下旬
第2回	7月～9月分	9月19日(金)	11月下旬
第3回	10月～12月分	12月19日(金)	2月下旬
第4回	1月～3月分	3月19日(木)	5月下旬

※前年度分の申請はすることができません。必ず第4回の期限までにご提出ください。

各交付回の期限に提出が遅れてしまった場合でも年度内であれば遡及して交付します。

例：4月から補助対象となっていたにも関わらず、第1回の提出日に間に合わず、第2回期限までに書類の提出があった場合、4月まで遡及して第2回に交付します。

分類Aのご案内は以上になります。必要に応じて、P19以降の共通ページをご覧ください。

4. 交付額

分類BとCでは「負担軽減補助金」と「施設等利用費」の合算額を補助上限額の範囲内で交付します。当該月の利用施設の保育料が交付上限額に満たないときは、当該月の認証保育所保育料と同額を交付し、交付額の内訳は施設等利用費を優先とします。施設等利用費は、施設利用開始前に手続きいただく必要があります。お気を付けください。

分類B 交付額算定式

【令和7年8月利用分まで】

施設等利用費	+	負担軽減補助金	=	交付額
42,000 円 (上限額/月)		25,000 円 (上限額/月)		67,000 円 (上限額/月)

算定例：利用施設の保育料が60,000円（うち食費5,000円）の場合

施設等利用費	+	負担軽減補助金	=	交付額
42,000 円		18,000 円		60,000 円 ※保育料の利用者 負担なし

※保育料等の金額に関わらず、基本的に上記のとおりになりますが、保育料が42,000円を大きく下回る場合などは一部補助対象外になる可能性があります。ケースにより異なるため、お問い合わせください。

【令和7年9月利用分以降】

施設等利用費	+	負担軽減補助金	=	交付額
42,000 円 (上限額/月)		38,000 円 (上限額/月)		80,000 円 (上限額/月)

分類C 交付額算定式

【令和7年8月利用分まで】

施設等利用費		負担軽減補助金		交付額
37,000 円 (上限額/月)	+	20,000 円 (上限額/月)	=	57,000 円 (上限額/月)

算定例：利用施設の保育料が60,000 円（うち食費 5,000 円）の場合

施設等利用費		負担軽減補助金		交付額
37,000 円	+	20,000 円	=	57,000 円 ※保育料 3,000 円 利用者負担

※保育料等の金額に関わらず、基本的に上記のとおりになりますが、保育料が 37,000 円を大きく下回る場合などは一部補助対象外になる可能性があります。ケースにより異なるため、お問い合わせください。

【令和7年9月利用分以降】

施設等利用費		負担軽減補助金		交付額
37,000 円 (上限額/月)	+	40,000 円 (上限額/月)	=	77,000 円 (上限額/月)

5. 申請及び請求手続き

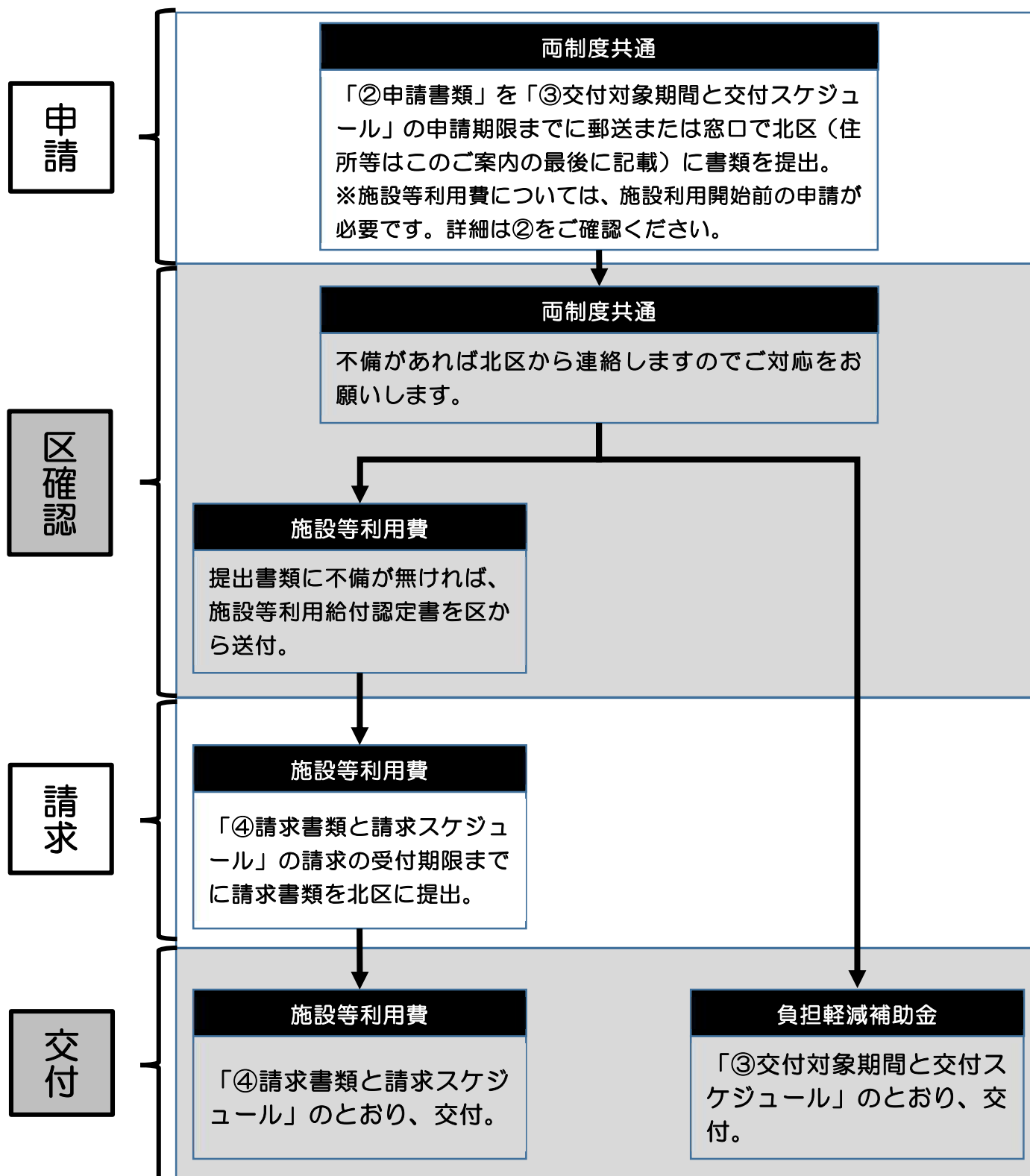
分類B・C

① 全体の流れ

「施設等利用費」と「負担軽減補助金」が対象となりますが、手続き方法が異なります。

両補助金の違い

- 施設等利用費は施設利用開始前の申請が必要です。
- 負担軽減補助金は申請をすることで四半期ごとに交付しますが、施設等利用費については、申請後に請求をする必要があります。



② 申請書類（施設等利用費・負担軽減補助金共通）

以下の **A** ～ **F** の必要な書類を北区（住所等はこのご案内の最後に記載）に郵送又は窓口へ提出してください。

重要

施設等利用費については、施設利用開始前に手続きをしていただく必要があります。

下記書類を基に保育の必要性があることを確認できたら、認定通知を送付しますが、認定開始日（※）が施設利用開始よりも後だった場合、施設等利用費は認定開始日から補助対象となります。

※認定は書類受理日が開始日となるため、さかのぼることはできません。

(1) すべての方が必要な書類

A 子育てのための施設等利用給付認定申請書（初回申請時のみ）

➤ きょうだいで申請する場合も、児童一人につき1枚の提出が必要です。

B 認証保育所及び認可外保育施設保育料負担軽減補助金交付申請書（年度ごとに必要）

➤ きょうだいで申請する場合も、児童一人につき1枚の提出が必要です。

C 保育を必要とする理由の確認書類

➤ 提出書類の詳細は **P19** を参照ください。

(2) 該当する方のみ必要になる書類

D 在留カード（表面・裏面）の写し

該当者）同居者の中に外国籍の方がいる

E 戸籍全部事項証明書（謄本）、児童扶養手当証書の写し、
戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載）、離婚調停中である証明など

該当者）ひとり親

F 住民税課税（非課税）証明書の写し／年間収入報告書

該当者）北区外または海外に住んでいた方（詳細は **P19** を参照ください）

※ 認可保育所の申込みで保育の必要性の認定を受けた方は、**C** ～ **F** の提出が不要になることがあります。詳細は **P24Q&A①-Q4** をご確認ください

上記書類を施設利用開始前までにご提出ください。

上記（1）Cの就労証明書などの手配が間に合わず、施設利用開始前までに提出が難しい場合は、上記（1）AとBだけを先に提出いただき、整い次第、その他の書類をご提出ください。

各様式のリンク先

右記コードを読み取るか、下記URL（このご案内をダウンロードしたページ）からご確認ください。窓口でも配布しています。

<https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/childcare/1002975/1002976/1003736/1018625.html>



③ 交付対象期間と交付スケジュール（負担軽減補助金）

■ 交付対象期間

保護者に保育の必要性があり、児童が認可保育所等（認定こども園、幼稚園を含む）と二重に在籍していないことに加え、下記を満たしている月が補助対象月になります。

(ア) 児童及び保護者が、申請月の初日現在、北区に住民票を有していること

(イ) 児童が、申請月の初日現在、対象施設に在籍していること

(ウ) 保護者が、対象施設と 120 時間以上の月極利用契約（延長保育時間を除く） をしていること

※（ア）～（ウ）いずれも月途中からの場合、その月は補助対象外になります。

※ 対象児童の育児休業を取得中の場合、職場復帰した月の前月から補助対象になります。

■ 交付スケジュール

交付回	対象月	書類提出期限	交付時期
第1回	4月～6月分	6月20日(金)	8月下旬
第2回	7月～9月分	9月19日(金)	11月下旬
第3回	10月～12月分	12月19日(金)	2月下旬
第4回	1月～3月分	3月19日(木)	5月下旬

※前年度分の申請はすることができません。必ず第4回の期限までにご提出ください。

各交付回の期限に提出が遅れてしまった場合でも年度内であれば遡及して交付します。

例：4月から補助対象となっていたにも関わらず、第1回の提出日に間に合わず、第2回期限までに書類の提出があった場合、4月まで遡及して第2回に交付します。

④ 請求書類と請求スケジュール（施設等利用費のみ必要）

負担軽減補助金は年度に1回の申請で交付しますが、施設等利用費は認定後に請求をする必要があります。

請求書類	
G	施設等利用費請求書
保護者が作成する書類です。	
H	特定子ども・子育て支援提供証明書
I	施設等利用費を支払ったことを証明する書類（領収書等）
【H・I 共通】	
・利用施設が発行する書類です。施設に認定通知書を提示し、発行を依頼してください。 ・HとIを兼ねている「特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書」でも構いません。 ・必要事項が記入されていれば、北区の参考様式以外のものでも構いません。	

各様式のリンク先



G 請求書



H～I 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書
※事業者が作成するものになります。北区様式を確認したいなど施設から依頼があれば本ページをお示しください。

■請求スケジュール

施設等利用給付認定を受けている期間が交付対象期間です。月の途中で認定が開始したり、終了したりする場合は日割りになります。

支払回	対象月	請求の受付期限	交付時期
第1回	4月～6月	7月18日（金）	8月下旬
第2回	7月～9月	10月17日（金）	11月下旬
第3回	10月～12月	1月16日（金）	2月下旬
第4回	1月～3月	4月17日（金）	5月下旬

分類B・Cのご案内は以上になります。必要に応じて、P19以降の共通ページをご覧ください。

4. 交付額

施設等利用費が対象となります。

対象者	月額上限額
分類D	42,000 円
分類E	37,000 円

※通園送迎費や給食費、行事費等は補助対象外です。

5. 申請及び請求手続き

① 全体の流れ

順番	対応者	内容
1	申請者	「②申請書類」を施設利用開始前に郵送または窓口で北区（住所等はこのご案内の最後に記載）に書類を提出。
2	北区	不備があれば北区から連絡しますのでご対応をお願いします。
3	北区	提出書類に不備が無ければ、施設等利用給付認定書を区から送付。
4	申請者	「③請求書類」を「④請求スケジュール」の請求の受付期間までに北区に提出。
5	北区	「④請求スケジュール」の交付時期のとおり、交付。

② 申請書類

重要

施設等利用費については、施設利用開始前に手続きをしていただく必要があります。

下記書類を基に保育の必要性があることを確認できたら、認定通知を送付しますが、認定開始日（※）が施設利用開始よりも後だった場合、施設等利用費は認定開始日から補助対象となります。

※認定は書類受理日が開始日となるため、さかのぼることはできません。

以下の **A** ～ **E** の必要な書類を 北区保育課私立保育園係（住所等はこのご案内の最後に記載） に郵送又は窓口へ提出してください。

（1）すべての方が必要な書類

A 子育てのための施設等利用給付認定申請書（初回申請時のみ）

➤ きょうだいで申請する場合も、児童一人につき1枚の提出が必要です。

B 保育を必要とする理由の確認書類

➤ 提出書類の詳細は **P19** を参照ください。

(2) 該当する方のみ必要になる書類

C 在留カード（表面・裏面）の写し

該当者）同居者の中に外国籍の方がいる

D 戸籍全部事項証明書（謄本）、児童扶養手当証書の写し、
戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載）、離婚調停中である証明など

該当者）ひとり親

E 住民税課税（非課税）証明書の写し／年間収入報告書該当者）0～2歳児クラスかつ非課税世帯のうちP19の条件に当てはまる方 ※3歳児
クラス以上は条件問わず不要です。

※ 認可保育所の申込みで保育の必要性の認定を受けた方は、**B** ～ **E** の提出は不要になることがあります。詳細はP24Q&A①-Q4 をご確認ください

上記書類を施設利用開始前までにご提出ください。

上記（1）Bの就労証明書などの手配が間に合わず、施設利用開始前までに提出が難しい場合は、上記Aだけを先に提出いただき、整い次第、その他の書類をご提出ください。

各様式のリンク先

右記コードを読み取るか、下記URL をから確認してください。
窓口でも配布しています。



<https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/childcare/1002975/1003929/1003931.html>

③ 請求書類

補助を受けるためには認定後に請求をする必要があります。

請求書類	
F	施設等利用費請求書
保護者が作成する書類です。	
G	特定子ども・子育て支援提供証明書
H	施設等利用費を支払ったことを証明する書類（領収書等）
【G・H共通】	
・利用施設が発行する書類です。施設に認定通知書を提示し、発行を依頼してください。 ・GとHを兼ねている「特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書」でも構いません。 ・必要事項が記入されていれば、北区の参考様式以外のものでも構いません。	

各様式のリンク先



F 請求書



G・H 特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書
※事業者が作成するものになります。北区様式を確認したいなど施設から依頼があれば本ページをお示しください。

④ 請求スケジュール

施設等利用給付認定を受けている期間が交付対象期間です。月の途中で認定が開始したり、終了したりする場合は日割りになります。

支払回	対象月	請求の受付期限	交付時期
第1回	4月～6月	7月18日（金）	8月下旬
第2回	7月～9月	10月17日（金）	11月下旬
第3回	10月～12月	1月16日（金）	2月下旬
第4回	1月～3月	4月17日（金）	5月下旬

分類D・Eのご案内は以上になります。必要に応じて、P19以降の共通ページをご覧ください。

6. 世帯により異なる提出書類

① 保育の必要性の確認書類

保育を必要とする理由	必要書類（①、②は両方ご提出ください。）
就労（会社勤めの方）	◇ 就労証明書
就労（自営業の方）	① 就労証明書 ② 自営業をしていることが客観的にわかる資料 〔青色申告決算書の写し、法人税申告書の写し、会社の登記簿の写し（履歴事項全部証明書）、営業許可書、事務所や店舗の賃貸契約書、報酬が分かるもの、請負契約書など〕
妊娠・出産	◇ 母子手帳の表紙と出産予定日のページの写し
保護者の疾病、障害	◇ 保育を必要とすることが明記されている診断書 ◇ 障害者手帳の写し（4級以上）
同居親族等の看護・介護	① 看護・介護状況申告書 ② 看護・介護状況が明記されている診断書等
災害復旧	◇ 災害証明書等
求職活動	—
就学・職業訓練	① 在学（在籍）証明書 ② カリキュラムなど毎日の就学時間がわかるもの
虐待やDVのおそれがある	◇ 虐待やDVの状況が客観的にわかる資料
対象児童以外のお子さんの 育児休業取得中	① 就労証明書 ② 育児休業期間証明書

※ 対象児童の育児休業から復帰した場合、育児休業期間終了証明書も必要となります。

※ 単身赴任等で別居している場合、お子さんと同居している保護者の必要書類のみの提出で構いません。
ただし、住民票上、同じ世帯になっている場合は必要です。

※ 各証明書（「障害者手帳の写し」を除く）は、証明年月日から3か月以内のものをご提出ください。

② 住民税課税（非課税）証明書／年間収入報告書が必要な場合

！！3歳児クラス以上は一律不要です！！

補助対象月	状況	必要書類
令和7年4月 ～ 令和7年8月	<u>令和6年1月1日現在</u> 、 北区外に住んでいた方	令和6年度住民税課税（非課税）証明書の写し （令和6年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの）
令和7年9月 ～ 令和8年3月	<u>令和7年1月1日現在</u> 、 北区外に住んでいた方	令和7年度住民税課税（非課税）証明書の写し （令和7年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの）

※ 上記期間に海外に住んでいた方は、それぞれの年度の「年間収入報告書」をご提出ください。

7. 世帯状況などが変更になった場合

交付申請の手続き後、申請内容に変更が生じた場合は、以下の必要な書類を北区保育課私立保育園係に郵送又は窓口へ提出してください。下記以外にも変更が生じた場合はお問い合わせください。

変更等の内容	提出書類		
	負担軽減 補助金申請書	認定変更 申請書	その他必要な書類
北区内で住所の変更があった場合 (北区外転出時は不要です)	●	●	
別の対象施設に転園した場合	●	—	
振込先口座を変更する場合	●	—	
世帯構成に変更があった場合 (結婚、離婚、単身赴任等)	●	●	変更が確認できる書類(戸籍謄本など) ※個別にお問い合わせください。
就労状況に変更があった場合 (就労先変更、勤務条件の変更など)	●	●	就労証明書
保育を必要とする理由が変更した場合 (※)	●	●	保育を必要とする理由の確認書類
住民税の申告(修正)をした場合	—	—	※個別にお問い合わせください。
下の子の育児休業を新たに取得した場合	●	●	◇育児休業期間証明書
下の子の育児休業期間を延長した場合	—	●	◇育児休業期間変更証明書
下の子の育児休業を終了した場合	●	●	◇育児休業期間終了証明書

※「求職活動」で申請した方が3か月経過後に就労が確認できなかった場合、申請は取下げとなります。

様式のダウンロードは分類ごとの「各様式のリンク先」をご確認ください。

8. その他

① 区内認可外保育施設一覧（令和 7 年 1 1 月時点）

下記は Q&A の P24①-Q3 の方法で取得した情報から抜粋しています。

施設分類	施設名	住所	証明書 交付状況
認証 保育所	ぽけっとランド王子	王子本町 1-1-18	
	メリーボピンス赤羽ルーム	赤羽 3-22-6-1F	
	ぽけっとランド北赤羽	赤羽北 2-1-15-2F	
認可 外 保育 施設	FUTURE 児童園 田端	田端新町 3-12-9 コスモ田端 103	有
	ウィズダムアカデミー 王子校	王子 5-1-49 センチュリーシティ王子内	-
	さくらんぼ保育園	赤羽台 4-18-13	有
	そらまめ保育室	堀船 3-26-8	有
	ぽっぽランド たばた	東田端 2-20-68	有
	東京日仏国際学園	西が丘 1-40-13	有
企業主 導型 保育 施設	カメラキッズ田端園	田端新町 3-36-10 トミ ヤハイム 1 階	有
	正光寺保育園 赤羽岩淵園	岩淵町 37-4 HF 正光寺 赤羽レジデンス 1 階	有
	たいよう保育園	豊島 1-32-4 フラワー豊島 第 2 マンション 1 階	有
	都市型保育園ポプラー東京赤羽園	志茂 2-46-5 Cuarto TCC 1 階	有
	めぶきの森保育園	堀船 2-7-12 HK ビル 1 階	有
	りとるういず赤羽志茂保育園	志茂 2-44-1	有

※認証保育所は証明書の交付問わず対象となります。

※証明書の交付状況は令和 7 年 8 月時点です。最新状況の確認方法は P24 の Q&A①-Q3 をご確認ください。

② 認可保育園の保育料の算定方法

世帯（保護者全員合算）の住民税の所得割額等に応じて、認可保育園に通われた場合の保育料を算定します。所得割額を求める際には以下の点に注意してください。

- ▷ 令和7年4月から令和7年8月までの認可保育園の保育料は、令和6年度の住民税（令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入）により決定します。
- ▷ **令和7年9月以降の認可保育園の保育料は一律0円となります。**
- ▷ 調整控除のみ税額控除の適用があり、住宅借入金控除や寄付金控除等については税額控除の適用がありません。
- ▷ 住民税の所得割額については回答できません。特別区民税の特別徴収額の決定通知書、又は納税通知書等でご確認ください。

詳しくは「令和7年度 保育利用案内」をご確認ください。

③ 注意事項

■共通

- ▷ 偽りその他の事情により過払いとなった補助金は、判明次第、返還していただきます。
- ▷ 振込口座や振込額等に関するお問合せは申請者以外の方にはお答えできません。

■負担軽減補助金のみ

- ▷ 補助額の算定に当たり、申請者と同一世帯の方の所得や課税状況を確認させていただきます。
- ▷ 補助金は、施設に対して保育料の支払状況を照会し、納付が確認できた場合に交付します。未納がある場合には、当該月分を除外した額を交付します。



④ 認可保育園の保育料基準額表

※令和7年9月以降は、0～2歳クラスの第1子の保育料も一律0円となります。

住民税などの状況			
階層 区分	階層区分の定義		0～2歳クラス
			第1子 第2子
A	生活保護世帯		0
B	区民税非課税世帯		0
C	区民税均等割のみ世帯		1,900
D 1	区 市 町 村 民 税 所 得 割 額	44,600円未満	2,400
D 2		44,600円 ～ 45,600円未満	3,100
D 3		45,600円 ～ 47,400円未満	6,700
D 4		47,400円 ～ 55,800円未満	8,300
D 5		55,800円 ～ 63,600円未満	9,400
D 6		63,600円 ～ 81,600円未満	15,400
D 7		81,600円 ～ 99,600円未満	19,100
D 8		99,600円 ～ 117,600円未満	21,500
D 9		117,600円 ～ 135,600円未満	23,600
D 10		135,600円 ～ 153,600円未満	25,500
D 11		153,600円 ～ 180,600円未満	27,500
D 12		180,600円 ～ 206,700円未満	29,200
D 13		206,700円 ～ 228,300円未満	31,000
D 14		228,300円 ～ 249,900円未満	32,500
D 15		249,900円 ～ 271,500円未満	34,200
D 16		271,500円 ～ 293,100円未満	35,700
D 17		293,100円 ～ 314,200円未満	37,200
D 18		314,200円 ～ 328,600円未満	38,500
D 19		328,600円 ～ 343,000円未満	40,000
D 20		343,000円 ～ 413,200円未満	43,400
D 21		413,200円 ～ 467,200円未満	48,900
D 22		467,200円 ～ 521,200円未満	53,700
D 23		521,200円 ～ 689,600円未満	57,500
D 24		689,600円 ～ 889,600円未満	62,000
D 25		889,600円 ～ 1,289,600円未満	62,500
D 26		1,289,600円以上	63,000

第2子以降保育料0円

9. Q&A

① 制度全般

1	利用している（予定）施設が認証保育所なのか、認可外保育施設なのかわかりません。どのように確認したらよいのでしょうか？	施設のホームページに掲載されていることが多いため、まずは施設のホームページをご確認ください。 わからない場合は、施設にご確認ください。
2	東京都認証保育所の一覧はありますか？	東京都のホームページをご確認ください。 ①右記コードを読み取るか、下記 URL から確認してください。  https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html ②ページ内の一覧ファイルをご確認ください。
3	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けているかどうか、どのように確認すればよいのでしょうか？	施設の所在区が、児童相談所が設置されている港区、世田谷区、品川区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区、文京区（令和7年8月時点）、又は都外の場合は、各自治体のホームページを確認いただくか、直接お問い合わせください。 上記の自治体以外の場合は、下記のとおり、東京都のホームページをご確認ください ①右記コードを読み取るか、下記 URL から確認してください。  https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list.html ②ページ内の「認可外保育施設（ベビーホテル・事業所内・院内・その他）一覧（令和〇年〇月〇日現在）」を開いてください。 ③エクセルのQ列の証明書に「有」がついている施設が対象施設になります。
4	認可保育園に入園の申込をした際に就労証明書などを提出しましたが、再度就労証明書などの提出は必要ですか？	就労証明書、戸籍全部事項証明書（謄本）などに関しては、証明日から3か月以内のものであれば、再提出は不要です。課税証明書に関しては証明日から3か月経過していても提出不要になります。郵送で提出する際は「認可保育園の申込で提出済」などメモを添えて、ご提出ください。
5	食事代やおやつ代は補助対象ですか？	負担軽減補助金では補助対象になりますが、施設等利用費では補助対象外になります。

6	負担軽減補助金と施設等利用費でルールが異なるのはなぜですか？	令和5年10月から負担軽減補助金の対象施設等を拡充したことにより、対象者と補助額が大きく増加した一方で、認可外保育施設利用者向けの補助制度が複雑になりました。 負担軽減補助金は東京都の補助制度を活用した区独自の補助金、施設等利用費は国の制度であることから、それぞれのルール内で補助額が最大になるように対応した結果、このような形になっています。 ご理解の程よろしくお願いいたします。
7	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていない認可外保育施設を利用している場合、補助の対象になりますか。	負担軽減補助金は <u>補助対象外</u> です。 <u>施設等利用費については、国の経過措置の終了に伴い、令和6年10月以降、証明書が発行されていない施設は原則補助対象外となりました。</u> ただし、外国人児童の多い施設や深夜・夜間帯の保育を常態としている施設など、都道府県知事が個別に指定した施設に限り、一定期間（令和11年度末まで）補助の対象となります。 <u>利用施設が経過措置の対象施設かわからない場合は、直接施設にお問い合わせください。</u> ※企業主導型保育施設については、施設等利用費は施設から支給のため、施設にお問い合わせください。

② 負担軽減補助金（分類 A,B,C）

1	申請書などは年度に1回提出すればよいのでしょうか？	世帯状況などに変更がなければ1回で構いません。 なお、翌年度も本補助金を活用する場合は翌年度、再度提出が必要です。
2	申請書などを提出した後、通知などは来るのでしょうか？	特に送付しておりません。 各交付回で交付決定通知を送付していますので、申請したにも関わらず、交付決定通知又は不交付決定通知が届かない場合はご連絡ください。 なお、郵送事故等があっても北区では責任を負いかねますので、ご了承ください。
3	保育を必要とする理由が月の途中から開始する場合、その月の補助金は日割りになりますか？	日割りにならず、全額補助です。
4	月の途中に区外に転出した場合、補助金は日割りになりますか？	同上
5	月極契約120時間は延長保育時間を含みますか？	含みません。
6	保育料はいつの住民税によって、決定されるのでしょうか。	4～8月分は前年度の住民税、9月～翌年3月分は現年度の住民税に基づいて決定します。 例：令和7年4～8月は令和6年度、令和7年9月～令和8年3月は令和7年度となります。

7	認可保育園の保育料はいくらになるのでしょうか？	第1子は住民税の所得割額に応じて決定します。なお、第2子以降は一律0円です。 ※令和7年9月以降の保育料は、第1子も一律0円となります。
8	4月から補助対象なのにも関わらず、申請書類の提出が遅れてしまい、交付スケジュールの第1回に間に合わない場合、4～6月は補助対象外になるのでしょうか？	提出期限を過ぎても4月から補助対象であることが確認できれば、さかのぼって交付します。
9	請求はしなくてもよいのですか？	負担軽減補助金は不要です。北区から利用している施設に保育料の納付状況等を確認します。
10	申請を忘れていて、第4回の提出期限に間に合いませんでした。この場合、この年度の申請をすることはできないのでしょうか？	前年度分の申請をすることはできません。必ず期限内に申請をお願いします。

③ 施設等利用費（分類 B,C,D,E）

1	申請書などは年度に1回提出すればよいのでしょうか？	子育てのための施設等利用給付認定申請書は1回目の申請時だけで問題ありません。 ただし、施設等利用給付認定を受けている方には家庭状況届を毎年送付し、世帯状況を確認しています。毎年5、6月頃に送付していますので、内容を確認の上、就労証明書等をご提出ください。 なお、負担軽減補助金で就労証明書等を提出済の場合、就労証明書等の添付書類は求めませんが、家庭状況届は返送いただきます。
2	子育てのための施設等利用給付認定申請書の提出を忘れており、施設等利用給付認定を受けていませんでした。この場合、認定を受けていない期間は補助対象外になりますか？	施設等利用給付認定の日付は受理日より前にさかのぼることができません。 認定を受けていない期間は補助対象外になります。
3	月の途中から施設等利用給付認定が開始する場合、その月の補助金は日割りになりますか？	日割りになります。施設等利用費は施設等利用給付認定を受けている期間が請求可能です。
4	月の途中に区外に転出した場合、補助金は日割りになりますか？	同上
5	4月から施設等利用給付認定を受けているにも関わらず、請求書類の提出が遅れてしまい、交付スケジュールの第1回に間に合わない場合、4～6月は補助対象外になるのでしょうか？	交付対象となり、第2回のタイミングで交付します。なお、施設等利用費を請求する権利は、認可外保育施設等の利用月の翌月1日から2年を経過すると時効により消滅します。お早めに請求手続きを行ってください。

10. 問合せ及び申請先

北区子ども未来部保育課私立保育園係（第1庁舎2階2番）
〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
TEL：03-3908-1333

